産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年3月6日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6 階 604 会議室
- 3 事 件
 - 議案第29号 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 議案第28号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 議案第33号 市道路線の認定及び変更について
- 4 出席委員 弓掛 元,重信好範,新家良和,鈴木深由希,伊藤芳則,新田真一,増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
- 【水道局】加藤水道局長、濱口水道課長、高尾建設係長、大谷営業係長
- 【建設部】秋山建設部長,大前都市建築課長,山田建築指導係長,細美土木課長,井場部付課長, 小林管理係長

7 議 事

午前 10 時 00 分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。 全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和5年3月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。また、十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。議案第29号「広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する 条例(案)」の審査を行います。

なお, 中継の都合上, 説明及び答弁は、着座のままお願いします。

提案理由の説明を求めます。

加藤水道局長

○加藤水道局長 それでは水道局から議案第29号「広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理 に関する条例(案)」について、ご説明させていただきます。タブレットにあります、議案第29号議案説明 資料のファイルをご覧ください。

まず、1.提案理由についてですが、広島県水道広域連合企業団が、令和5年4月1日から事業開始することに伴い、関係条例である三次市水道事業の設置等に関する条例ほか、4条例を廃止し、三次市職員定数条例ほか3条例の一部を改正しようとするもので、一括して提出し、市議会の議決をお願いするものです。

次に、2.提案内容の要旨については後程説明いたしますけども、廃止する条例として5条例、一部改正する条例として4条例となります。

次に、3. 概要説明につきましては、廃止する条例としまして、まず三次市水道事業の設置等に関する条例です。この条例は、給水区域、給水人口等を定めた条例で、廃止後は広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例に移行されます。なお、企業団条例につきましては、1月31日の企業団議会におきまして、ご可決をいただいております。

次に、三次市上水道施設分担金条例は、給水区域の給水装置申込者分担金について定めた条例で、廃止後 は広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水事業の供給に関する条例に移行し集約されるもの です。

次に、三次市水道事業給水条例は、料金工事費用負担金等を定めた条例で、廃止後は同様に広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例に移行し、集約されます。

次に、三次市水道事業に係る敷設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例は、水道の敷設工事等の施行に関する技術上の監督業務を行うものの資格並びに水道技術管理者の資格を定めた条例で、廃止後は、広島県水道広域連合企業団敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例に移行されます。

次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、必要となる専用水道の整理について定めた条例で、本法律の適用が市町村であることから、企業団には適用されないため廃止するものです。

続きまして、一部改正する条例につきましては、4条例の改正内容は文言整理をしようとするもので、12 月議会で議決いただきました、三次市行政組織条例の一部改正に伴い、関係条例の水道事業及び局長の職務 等を削除するものです。説明は以上です。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますよう、お願いしま す。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新田委員。

- ○新田委員 はい。一部改正の三次市職員定数条例についてお聞きします。同条3条の水道事業の事務局員 の職員というのが削除されると。これが、市長の事務局の職員数へ上乗せされるとプラスになるというのは どういうことであるのかっていうのをちょっとご説明をお願いします。
- ○弓掛委員長 濱口水道課長。
- ○濱口水道課長 まず、水道事業の事務部局の職員っていうのがですね、企業団の方に派遣になりますので、職員がいなくなるということで0になります。その25については派遣なので、三次市の身分もあるということで、市長の事務局の職員のところに加えさせていただいております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 定数条例第4条には、次に挙げる職員はもろもろあって定数の外に置くことができるという条例がその下についてます。その4番には派遣されている職員というのも該当すると。事務局員の職員の数に上乗せするっていうことは、これは処遇給与については、私が間違ったら訂正してくださいね。企業団に行った場合には市と企業団、いわゆる県職並みと比較して高い方というふうに記憶してるんですが。そうなるとその三次市の職員の数のうちにはあっても、給与自体は企業団が支払われる。間違ったらあと訂正してください。もう1点は、企業団の定数って今後企業団の方が決めるわけですよね。そうなったときに、その都度三次市もこの25人を上げたり下げたりせにゃいけんようになるんかどうかっていうのもちょっと思ったりもするんですが。どうでしょう。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 まず給料につきましては、三次市の規定で支払いますんで、三次市の方から給料いただくんですけども、その体系については、水道企業団の方から三次市の方に負担金という形で入ってきます。それからですね、企業団の方でも、最初の事業人数が327人でスタートする予定です。定数が370人。この差はですね、災害とかで、急に採用が必要になるとかっていうところでその定数を超えては雇用できないので、その定数を多めに取ってあります。今回の定数条例につきましても、1,067人に25人足してますけども、この定数を超えないというところで、今の25についても加えさせてもらっとるんですけども、派遣されてる職員定数外の職員というふうには書いてありますけども、超えられない上限というところで、人数の整備とすれば、市長の事務局の職員の方に加えさしていただいて、今回の場合は整理さしてもらってるっていう条例の整理をさしてもらってます。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 2つちょっとまた疑問に思うんですけど。今後,この三次派遣分の25人っていうのは変更の可能性はあるということですよね。将来的には。事業規模によって、企業団が応じて決めるっていうふうに企業団の方の設備が書いてあって、それから372の定数自体も、将来的には下がる可能性もある。それに伴って、三次市、三次事務所になるんですか。今度は。25人が23人になるという可能性もある。ていうことと、いや、それはそうじゃないんですっていうのがあったら教えてください。市の今度ちょっとこれは水道局に聞いてどうか思うんですが、市の定数、職員総数がいくらっていうことは、例えば地方交付税等の交付にあたって影響がある等々のような事情から、数として残す方がいいんだっていうようなことがもしかしてあるんだったら、これは難しいかもしれませんが、定数が今後、企業団としての定数、事業所としての定数、派遣の定数というのが今後どうなるかということでちょっとどうなんですか。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 企業団の定数も、今の当初事業を開始しようとする人数とを見たときに、定数は370はいる だろうというところの定数を決めてます。その将来、水道事業のアウトソーシング委託の方が進んできて、 人数がそこまでいらなくなってくるっていう場合は、定数の見直しっていうのは可能性としてはあると思いますけども、市の方も同じだろうと思います。市の定数についてはですね、ちょっと水道局の方では難しいのですけど、この適正な人数というところは、総合的に見直す時期っていうのは来る可能性はあろうかと思いますけども、今時点ではこの整備の中では25を単純に市長の事務局の職員の方に入れさしていただくっていう形で、整理さしてもらおうと思っております。

○弓掛委員長 他にございませんか。

増田委員。

○増田委員 先ほど新田委員の質問に関連するんですけど、この25名の皆さんっていうのは、確認の意味なんすけど、これはどちらの部署に、総務部に配置するっていうことなんですか。お伺いしたいと思います、 1点目。

2点目として、水道事業の廃止っていうことなんで、水道局という部分がなくなるっていうことなんですが、これについて各種表示、例えば看板とか寺戸に水道局とか看板とかしてありますけど、そういった部分っていうのはまだちょっと変える準備とかされている様子はないんですけど、その辺りいつごろにどのようにされるのかお伺いします。 2点お願いします。

- ○弓掛委員長 濱口水道課長。
- ○濱口水道課長 総務部に配置かどうかというのはちょっとわかりませんけども、三次市の市長の事務局の職員として配置です。先ほど新田議員もおっしゃっていただきましたが、水道の三次事務所、企業団の三次事務所の人数については、当初9名。令和5年は9名でスタートすることになっております。で、看板とかのですね、準備なんですけど、契約は済ましておりまして、3月31日の段階で看板をやり替えたものを、4月になるまでにですね、ちょっと業務の都合上、3月31日には設置しなきゃいけないもんですから、ちょっと1日早いんですけど、看板を出させていただくような形に考えております。
- ○弓掛委員長 増田委員。
- ○増田委員 下水道課の方は残るということなんで、その辺りわかりやすくしていただけるもんだと思うんですが、まずそれに関連してその費用というのはこれはどちらが費用負担するっていうことなんですか。
- ○弓掛委員長 濱口水道課長。
- ○濱口水道課長 費用は水道事業の方で負担をしてやり替えます。看板の数もですね、県道の入口のところに 1_{τ} 所あるんですけどそこをやり替えますのと、あとは正面玄関のところ。あと、構内の中で数 $_{\tau}$ 所やり替えさしていただこうと思ってます。
- ○弓掛委員長 他にございませんか。

新家委員。

○新家委員 水道局の方に質問するべきかどうかわからんですけども、今回の条例改正の中で出ておりますんであえて聞かしてもらいますが、第3条中第1号の1,067人を1,092人に改めるというのは、現在の本条例

の第3条の2号の水道事業の事務局の職員25人をこちらに繰り入れて、25人増えた格好になっておるんですが、これはさっきの質問で理解したんですけども、この人数の中には市長は含むけども、副市長と教育長を含まないと、私個人的には理解しておるんですけども、それでいいのかどうか。水道局に質問するのは適切じゃないかもわかりませんが。

それともう1点ですね。今後条例改正の第3条の別表3中の局長の職務というのが今度廃止されますよね。 当然水道局の水道局長がなくなるということで理解できるんですが、議会事務局にも局長がおるんですよね。 これには該当しないのかどうか。水道局で答弁が難しかったら、あと総務の方へ確認しますけどわかれば教 えてください。

- ○弓掛委員長 濱口水道課長。
- ○濱口水道課長 ご質問2点いただいたんですけど、ちょっと水道局の方で回答を準備しておりませんので 申し訳ありません。
- ○弓掛委員長 それでは後日、総務のほうで。

新家委員。

- ○新家委員 じゃあ後、総務の方に頼んで、回答いただくようにお願いします。
- ○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第29号の審査を終わります。水道局の皆様、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に議案第28号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。 提案理由の説明を求めます。

秋山建設部長。

○秋山建設部長 はい。議案第28号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。本案は、建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。その主な内容は、建築基準法の改正に伴う文言の整理のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく認定基準について、新たな手数料区分を新設しようとするものであります。

資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、改正建築物省エネ法についてですけども、2030年度温室効果ガス46%排出削減、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組が急務となっており、今般、建築物の省エネ性能の向上を図るための建築物省エネ法が改正をされたところです。改正における主な変更点としましては、省エネ基準適合義務の対象拡大、そ

れに伴う適合性判定の手続き、審査の拡大などが予定されています。具体的には、2025年にはすべての新築 住宅、非住宅に、現在の省エネ基準を最低ラインとした適合義務が課せられ、2030年には、その最低ライン がZEH水準といいますけども、引き上げる予定となっております。ZEH水準とは、ネットゼロエネルギ ーハウスの略で、エネルギー収支をゼロ以下にする家という意味で、家庭で使用するエネルギーと、太陽光 発電などで作るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家 といいます。これらの性能の担保は、建築確認申請時に、次の2枚目の資料をご覧ください。これらの性能 の担保は、建築確認申請時に省エネ性能についても審査を行うことで確保する予定となっており、省エネ基 準の適合義務対象がすべての建築物に拡大されることに伴い、建築確認申請の必要な範囲も改正され、対象 件数が大幅に増加する予定となっており、申請側、審査側双方の負担の増大が見込まれています。これら適 合審査対象の増加に合わせ手続きや審査方法についても、申請者や審査の負担を考慮する必要があり、一定 程度簡素かつ合理的なものとする必要があります。そのため、これまで簡素な評価方法が規定されていなか ったZEH水準の評価方法について、表中の使用料と、赤枠で囲んだところでございますけども、省エネ計 算によらずZEH水準の省エネ性能の適合確認が可能となる仕様基準,誘導仕様基準といいますけども,こ れが新設をされました。このたびの手数料徴収条例の改正については,この誘導仕様基準の審査についての 項目を新たに追加をしたものでございます。手数料の算定にあたっては、県から提供のあった標準業務量と、 三次市職員の時間単価から算定をしております。以上で説明を終わります。よろしくご審査をお願いいたし ます。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 省エネ対応ということで、本市もしっかり進めていかないといけないと思うんですが、その中で省エネ基準適合義務の適用拡大っていうことなんですが、これ手数料全体的にどのように変わっていくのかいうことで、具体的に言うと現行の件数がどの程度で条例改正によって、どのように変わっていくのか、件数ですね。

2点目として手数料の総額についても、現行と改正後っていうのは、どういうふうに変わっていくのか2 点お願いします。

- ○弓掛委員長 大前都市建築課長。
- ○大前都市建築課長 はい。省エネ法に改正に伴う審査の拡大ということでございますけども、現況でですね、直近で言いますと令和3年度に低炭素に関わる申請が5件でございます。省エネ法に関わる申請につきましては、令和3年、4年で一応こちらも5件ということになっております。で、今回審査の拡大ということでございますが、建築基準法の改正等もございましてですね、現在のところ市が担当しております4号建築物といいますが、一般の住宅のような規模の建物でございますけども、その辺の市の審査区分というものが、改正に伴いましてどのようになるかというのがまだはっきりしない部分あるんですけども、現況のまま

でいきますと、年間100件程度は審査が出てくるのではないかというふうに考えております。それに伴いまして、審査の手数料等も発生が増大するわけでございますけども、今回上程させていただいておりますように、省エネ法の適合につきましてはですね、非常に専門的な知識も必要になりますし、詳細な検討が必要になりましてですね、申請書を作成するのにもかなりの負担が発生する。市の方で審査をするのにもですね、その詳細に計算された内容が正しいかどうかというようなことで、かなりの労力を必要といたします。こちら1例で説明さしていただきますと、改正の表の一番上、2番目になりますかね、省エネ法の改正で、先ほど言いましたように詳細に計算された計算式をですね、検証する手数料が、現在のところ3万5,000円でございます。その計算を民間確認機関で検査を受けられたものを、市の方に認定申請を出された場合、認定を審査するのが5,000円ということでございますけども、今回誘導仕様ということで、この内容に適合しておれば、基準をクリアしたものとみなしますというようなチェックリストに基づいて、チェックをしていくような方法が国の方から示されまして、それに当たっては1万6,000円というような形で、双方の負担を軽減しようということでございますが、仮に1万6,000円でありますが、100件あれば160万円というようなことで、手数料が発生してくるということでございます。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 金額的な部分とか件数は5件から100件ということで大幅に増えるということなんですが、監査の方法チェックリストという部分で対応していくというご説明もあったんですが、その中の100件に増えることは、職員さんの体制っていう部分を、その辺り十分に対応できる体制が整えられていくのか、また、あわせましてその体制とっていかないと遅れが出たりとかいうことがあっちゃいけないんで、その辺りどのように考えておられるのかお伺いします。

○弓掛委員長 大前都市建築課長

○大前都市建築課長 先ほど申しましたように、建築基準法の改正等もございまして、市が担当する建物の 規模というものがまだ明確になっておりません。想定として現況のままであれば100件ぐらい増えるというこ とでございますけども、建築基準法の改正もあわせましてですね、その辺のところは、県との調整も行いな がら、人員が必要なようであればですね、そのような対応をしていきたいというふうに考えます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどご説明いただきました誘導仕様の基準とかっていう,これ民間のところでの審査を通ったものとの扱いになるんだと思うんですけど,ちょっと予習で調べてみましたら,住宅金融公庫でありますとか,それを利用する金融機関と,そこでいったん審査が行われるわけですよね。それを一応クリアしたものが市へ提出されて,今度その市が受けた資料をもとに,市が持ってるチェックリスト,それはその基準を前提とした,ちゃんとなってますよっていうのをクリアしてますよっていうのを前提で,あとチェックするっていう部分を,今から組み立てられるっていうのか,今までのチェックリストと比べて少し専門性が詳細

なものが減らされるのかなと思ったりするんですけど、またそういう住宅金融公庫等を利用しない基準を受けてない申請に関する審査はどういうふうにされるのかを教えてください。

- ○弓掛委員長 大前都市建築課長。
- ○大前都市建築課長 ちょっと整理をさせていただきたいと思うんですけども、先ほど申しましたように、現行の省エネ基準の適合につきましては建物の間取りでありますとか、その使用材料によって、壁の断熱性能が違ったり、建物の間取りが違ったり、窓の大きさが違ったりということで、もう、1件ずつ全然違うんです。それを詳細に1件ずつ検討するのに非常に労力と専門的な知識が必要となるということで、現況で言いますと先ほど申しましたように、1件当たり3万5,000円という審査手数料もいただくようになっております。その詳細な計算の審査を民間の機関でされた場合、検査の合格したという証明書を出していただければ、その内容をチェックするのが現況で5,000円という手数料をいただくようになっております。今回新たに設置されました国の基準というのがですね、仕様基準ということで、現況の建物の壁の断熱性能が幾ら以上なら基準適合ですよ、現状の断熱性能が幾ら以上なら基準適合です、で、床の断熱性能についても同じ、窓の断熱性能についても、この基準をクリアしていれば適合としますというようなことで、基準をクリアしてるかというのをチェックしていく、そのチェックが全部入った上で、設備機器についても省エネ性能のあるものを使用をするということの中で、適合を認定するということになっておりまして、今までの詳細な計算による制度とはまた違った新たなものを創出されとるということです。
- ○弓掛委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 それで2本立てっていうか,この経費の部分が表記されてるいうことで,だと思います。要は 適合審査を受けた場合はもうそれだけの手間が省けるので,もともと減額されていると理解します。なかな かこれがどんどん進んでいって,こういう減額等でね,省エネ住宅が普及することが,これからの時代と思ってます。ありがとうございます。
- ○弓掛委員長 住宅金融公庫は今の住宅金融支援機構だなんて名前変わっておりますので。 ほかに質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 今回の条例改正案,非常に理解しづらい提案なんですけども,ちょっと質問が的を得てないかもわかりませんけども,ちょっと3点聞かせてください。最初に,議案の1ページの第2条第8号の表中というところの現行ですね。建築基準法第85条第5項の規定によって12万円,建築基準法第85条第6項によって16万円とあるのを,今度改正では,第85条第6項に統一をして12万円となりますけども,現行よりも,まとめることによってこれは安くなると理解したんですけども,それでよろしいのかどうかということが1点。それから,次開いてもらって,下段の方の同条第8号の2の表1の部中,ちょっと下がって,同表4の部を次のように改めるとありますけども,次のページにいっていただいてイの項目。床面積の合計が200㎡以上のものは現行3万8,000円。これは誘導基準適合図書を提出する場合にあっては4,000円とありますけども,

その後段に誘導仕様基準に適合している場合によっては1万8,000円とありますよね。こういう表現が、それぞれの改定項目に随所に出てくるんですよ。例えばこの例で言うと、誘導基準書に適合している場合によっては1万8,000円は追加になりましたが、こういうケースの場合、現行では3万8,000円と理解していいんですか。それとも4,000円と理解するんですか。

それから最後 3 点目ですけども、今回の条例改正案について、改正の仕方というか、その条例の改正の内容が他の条例改正とは少し違った表記でしてあるんですけども、たくさんこう改正があるから一括まとめて改正されて、要は新しい条例はこうなりますよということで提案されていると思うんですが、これから見ると、現行4の、1ページの下段の4ですね。法第34条第1項云々とある。4のところと、それから最後から2ページ目の第2条第8号の2の表6、この6の部分ですね。この現行4においても6においても、いずれも(2)と(3)を削って、(4)を2とするという表現でいいのかどうか。以上3点お願いします〇弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 表中の建築基準法第85条第5号と6項の件でございますけども,第85条第5項がですね,条例改正になりまして,建築基準法第85条の6項ということになりまして,この12万円につきましては,条ずれが発生したものでありまして,内容については変更がありません。で,現行の85条第6項にあります16万円でございますけども,こちらはですね,非常に申し訳なかったんですけども,現状,三次市が審査する物件ではない,市の権限の範囲を超えたものであるということでありますので,この際,条例から削除をさせていただいたものでございます。

次に、誘導基準との話でございますけども、あくまでも先ほどから説明させていただいておりますように、 誘導基準というものが新たに設定されました基準でございますので、その基準に基づいて、新たな審査手数 料が発生したというものでありまして、現況のその詳細な省エネ性能の基準の検討につきましてはですね、 変更はございません。新たに誘導基準が設置されたために、その基準の審査に関わる手数料を追加させてい ただいておるというものでございます。

○弓掛委員長 山田建築指導係長。

〇山田建築指導係長 失礼します。3つ目の質問についてですが、表6の法第36条第1項の規定によるといった部分でありますが、現在(1)、(2)ということで整理をさせていただいております。もともと(1)から(4)までの区分がございましたところ、2から(2)と(3)の括弧の区分につきまして、この度の改正に合わせてこの項目が対象がなくなり、対象となる項目が法改正に伴ってなくなりましたので、(4)の区分が2のところへ上がってきたといった内容ですので、間が詰まったという変更の内容になっております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 今の6の説明の(2)と(3)はいわゆる削除になって、(4)が2に繰り上がったということなんですが、現行4のところも同じですよね。4の説明はなかったんですよ。

- ○弓掛委員長 山田建築指導係長。
- ○山田建築指導係長 失礼します。議員おっしゃるように、4の項目につきましても、同じく2と(2)と 3の項目が落ちたことによって、4の項目が上に上がってきたといった内容です。
- ○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第28号の審査を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 議案第33号「市道路線の認定及び変更について」審査を行います。

提案理由の説明を求めます。

秋山建設部長。

○秋山建設部長 議案第33号「市道路線の認定及び変更について」ご説明申し上げます。

本案は、市道田幸161号線の認定及び市道梶田144号線の区域を変更することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものです。まず、市道田幸161号線は、宅地開発に伴い整備された団地内道路で、土地所有者から土地の所有権移転の承諾が取れたため、認定するものです。延長は75mです。なお、この箇所はインターロッキングにより整備をされておりますが、補修等が必要になった場合、現況復旧では費用がかかるため、アスファルトによる補修について地元と調整を行っております。

次に、市道梶田144号線は、甲奴町グリーンビューあわしま団地の分譲地整理の完了に伴い、団地内道路を認定するものです。なお、この路線は、既存の市道梶田144号線に接しているため、市道の終点変更を行うものです。以上で説明を終わります。ご審査をよろしくお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 都市公園認定の時もお伺いし、議案のときもお伺いしたんですが、市道梶田144号線の方についてなんですが、今回の元市営住宅内ですね、市道認定についてですが、現地を見さしていただいて要件は満たしているんではないかと思いますが、今まで市道として認定してなかった理由について、何かありましたら教えていただきたいと思います。

2点目として、その他の市営住宅内にも道路があると思うんですがどのような市道にされてるんか、されてないのか、わかればそのあたり教えていただきたいと思います。

3点目として、1番、2番の質問に関連したんですが、確認の意味で、市営住宅内の道路について市営住宅のまま市道にすることができると考えてよろしいのかお伺いします。以上3点です。

- ○弓掛委員長 細美土木課長。
- ○細美土木課長 1点目でございますけれども、もともとですね、住宅については基本的には住宅の関係で

ですね、財産管理の方がですね、管理しておりますけれども、市道の方に認定するということになればですね、相談とか要望があって初めてうちの方が審査をしてですね、条件に合うかどうかというところで、このようにですね、市道認定を計上さしてもらうという状況でありますんで、この度の梶田144号線についてはですね、もともと住宅があったところを分譲してですね、今度民家になるというところから、住宅の方ではもう管理できなくなるということも踏まえてですね、うちの方に相談があって、このたび条件が合いますので認可さしてもらうという形になりました。

2点目のその他の住宅についてはですね、あくまで土木課としてはですね、要望があって初めてですね、 審査するという形になりますので、その辺についてはちょっと今回答というのは避けさせていただければと 思います。

3点目にもついてですね、同じことがいえると思いますので、その辺についてはちょっとうちとしてはですね、あくまでも要望があって初めて審査するという形でありますので、そういうことでちょっとご理解していただければと思います。はい。以上です。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 1点目、2点目については理解できますし、この場でお答えできない部分もあるんかなとは思うんですけども、3点目の部分でちょっと確認の意味っていうのもあったんですが、市営住宅のまま市道にできるっていうのができないのかできるのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○弓掛委員長 細美土木課長。

〇細美土木課長 あくまでもですね、条件に合えばですね、要望があってあくまでもその条件が合えば、それは市道認定になる可能性もあります。以上です。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 はい。そうですね。そういう意味で可能性もあるということなんですが、可能性があるいうことでしたら、場所によっては市道認定されている道路もあるんではないかいうことはお伺いしてる部分もあるんですが、市道の延長や面積が地方交付税の基準財政需要額の特定単位となるんで、大きな金額ではない部分もあるんですが、財源確保の面から可能ならしていくべきだと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○弓掛委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 土木課としてはですね、あえて市道にしてくれしてくれということもちょっと言えないところもありますし、交付税で返ってくるという部分もあるんですけども、住宅で言えばですね、やっぱり地元の中で管理していただいてる部分も水路とかですね、やっぱり団地内で協力し合って、清掃とか管理をしていただいてる部分もあります。今度うちの方が市道の方を認定ってなればですね、そういったところでちょっと懸念事項にはなるんですけども、うちの方で、じゃもう今度土木に言えばいいとか、もうそこで管理してるんならそこで道路の土砂の撤去とかゴミ掃除とかをすればいいっていうことにもなりかねますので、

あえてうちからですね、市道にすればいいっていうとはちょっと控えさせていただければと思います。以上です。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 すいません。まず161号ですね。インターロッキングいうことで、これアスファルトにするということのようなんですが、そこの層を見たときに、これちょっとどうなのかなと思ったもんですから、そういう話し合いができているのか。できた場合に、アスファルトにせんといかんいうことになると、これは市がやるのか、もともとの所有者がするのか、いうことも含めてちょっと経過を教えていただきたい。それともう一つ南側なんかの水路というか川というか結構高さがあるんですが、これガードレールつけてくれとかいうことが地元から出た場合、これは設置せにやいけんことになるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺が、多分寄附を受けて市道認定するということになるんだろうと思うんですが、そこらの経過いうかそこをはっきりさせとかんと、という気はするんです。その辺ちょっと経過を教えていただきたい。それと、144号線なんですが、これももともと平成3年の6月に設置条例改正で、普通財産にして払い下げをするということになったんだろうと思うんですが、もともと市営住宅だったんですかね。言ってみたら建物自体は普通の家なんですね。分譲地みたいになってたんだけど、市営住宅を壊して分譲地として売ったというか販売したとか、いうことで今回、道だけ市道にして欲しいという要望が出たということなんでしょうかね。そこらをちょっと経過をお聞きしたいんですが。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 まず、田幸161号線インターロッキングの件でございますけども、これは先ほど説明もいたしましたけども、インターロッキングが剥がれるとか割れたりとか、そういった補修が必要になった場合、その部分をアスファルトで埋め戻すというか、アスファルトで舗装するというのをですね、地元との調整はもう済んでおります。いっぺんに全面アスファルトにするということはないと思いますけども、補修が必要な箇所について、そういった工法でやっていくと。それからガードレールは、これは甲奴町の時代に、一戸建てで、もともとあった住宅でございます。その当時は町営住宅でございますけども、それをそのまま土地も分筆を綺麗にしてですね、譲渡をしたという経緯でございます。

○弓掛委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 ガードレールの件でございますけども、一応現地の方の水路の高さがですね、1.9m、ガードレール設置にはですね、基本的には2m以上のところでガードレールを設置するということで、うちの内部でですね、決めておりますけれども、たちまちガードレールについては、要望があってもちょっとできないということで断ろうと思います。もし要望があった場合ですね、現地の方はですね、水路のところよりも上ですね。車止めというかですね、境界ブロックみたいのがちょっと15cmぐらいのがあってですね、一応いうことんなるとやっぱり車が滑っても落ちないということにはなってると思います。もし地元からですね、ガードレールとか転落防止材、ガードパイプなんかを設置してくれということになればですね、検討の余地

もあるとは思いますけれども、今の状況から見てですね、通り抜けではありませんので、団地内の人だけが 通るような感じになってますので、今のところはちょっとやる方向性ではないという状況ではあると思いま す。以上です。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 もう1回ちょっと聞きます。田幸161号線なんですが、その今の状態でインターロッキングのままで市道認定をするということですよね。ほいで、改修せなきゃなった時はアスファルトでやりますということなんですけど、市道基準の認定はインターロッキングの状態でも市道認定をするわけですかね。基準的に。アスファルトの厚さが4cmだったか5cmだったか,何かそういう基準があるじゃないすか。それに適合してなくてもいいということで、解釈していっていいんでしょうか。アスファルトしてなくても市道になっとるとこありますけどね。だから新規でやるんであるならば、先のことを考えれば、それは寄附、住民の方の協力も必要になってくると思うけど、やっぱりその状態にもっていっておく方がいいんじゃないかと、途中で壊れた壊れた、いうことで、穴ぼこみたいにアスファルトをしたんで、道が非常に見た目も悪くなるんじゃないかなという気はするんですが、そこら辺はそういう基準のもとでやっとられてもいいんか、ちょっとお聞きしたい。

○弓掛委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 基本的にはですね、車道ということですので、インターロッキングだからどうのこうのじゃなくてですね、舗装してなくてもですね、市道認定の要望があった場合は、このように計上さしてもらうということもあります。一応インターロッキングであってもですね、舗装厚真インターロッキングがですね、多分構造的には分厚いと思うんですけれども、基本的にはもともと車道としてですね、車が通っても大丈夫な状況ですので、見た目についてはですね、やはりうちとすればインターロックで直すということになるとやっぱり結構経費掛かりますので、一応地元の人の調整というところの段階でですね、復旧についてはアスファルトで復旧するということで了解を得ております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 今の田幸161号線ですけども、インターロッキングのままで市道認定、これは現行制度からいって十分だと思うんですけども、ただ先ほどね、補修の約束ですよね、いわゆる補修の約束というか、インターロッキングで市へ譲渡してもらって市道認定する。今後の補修についてはアスファルトの舗装で可能だと。三次の本通りのこのインターロッキングの今までの経過を見てもですね、結構な頻度で改修してきた経緯がありますよね。インターロッキングのままで。ただ今度は、アスファルト舗装で補修するということんなると、現地見せてもらいましたけども、相当な面積ですよね。で結構な、その部分的な修理でどんどんどんどんこういったとしてもね、なんかすごい年月がかかりそうな気がするんです。とても1回や2回ですべてが駄目になると思いませんので、非常に見た目は良くないと思うんですが、それでも地元の方は了解をされと

ると理解していいんですね。これが1点と、もう一つはですね、甲奴の梶田144号線。これ、市が民間に売却するという時に、いろいろと住民から要望があったうちの一つに、カーブミラーの設置をということがあったと記憶しておるんですが、その件について、その後何か進展があったのかどうか。また建設部としてどのように考えておられるのか。直接議案審査には関係ないかもわかりませんがお聞かせください。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 はい。まず、田幸161号線インターロッキングの補修の件でございますけども、三次本通りをですね、石畳を直すのに非常に苦労してるわけですけども、ここの田幸161号線については、車の通りも所有者関係が通られるのみなので、そんなに頻繁に補修が生まれるとは思っておりませんけども、やはり年月経ちますと、インターロックが浮いたりとか、割れたりということもございます。そういった場合は先ほど申しておりますようにアスファルトで埋め、補修をするというところで景観も悪くはなると思うんですけども、その辺は地元の方は理解を得ているというふうに思っております。それから梶田のグリーンビューあわしまの関係で譲渡するにあたって、いろいろな要望とか条件等もございましたけども、ちょっとカーブミラーについてはちょっと、今のところちょっと、把握ができてないので、後程また回答さしてください。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと聞き忘れたんで。田幸161号線でそのインターロッキングの下の道路を作ったときの材料ですね、そこは調べられておられるんですか。アスファルトにどのようなことができておるのか、という、大体民間業者さんがやっているのは道さえありゃええということで、綺麗には見えるけども、下がしっかりしてないとかいうようなことがよくあるんですが。そこが検査されとるのかどうかだけお聞きします。

〇弓掛委員長 細美土木課長。

- ○細美土木課長 事前に検査しているかというところについてはですね、見た目と車が結局通ったというところで一応判断させてもらってます。ちょっと路盤の方がどうなってるかっていうのは、ちょっとうちでは把握してないんですけれども、今の状況から言えばですね、多分見ていただいてると思うんですが、ある程度しっかり今のところしてますし、全然今のとこは問題ないんじゃないかなと思っております。やっぱり劣化ということも考えられますので、将来的にはやっぱり、先ほど部長の方が言ったように、部分的に直していくということは出てくるとは思っております。はい。以上です。
- ○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ちょっと私も1点。先ほどのインターロッキングの件なんですけども、地元の方と調整ついてるということだったんですけれども、口頭なのか、ちゃんと文章で覚書等が入っているのかちょっとお知らせください。
- ○細美土木課長 ちょっと今ですね、控えがちょっと、今見てるんですけど、たぶんロ頭で話してると思います。
- ○弓掛委員長 今はいいんですけども、代替わりした等がありましたら言った言わんってことになると思い

ますんで、なるべくだったら同意が、と思います。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第33号の審査を終わります。建設部の皆様、ありがとうございました。先ほど新家委員が要求されました、定数等に関する資料。あれは議案審査に必要ですか。後程でもいいでしょうか。はい。じゃあ後程ということで。

それではここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論採決を行います。

これより議案第29号「広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に,議案第28号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。 討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「市道路線の認定及び変更について」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。 以上で採決を終わります。 次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なおご意見は、議案 審査に関係するものとしてください。

伊藤委員。

○伊藤委員 議案第33号についてですけども、市道認定において寄附を受けるということで、いろいろ条件があった中で、その条件についてきちっと住民の皆さんと話し合いしておられることにはなっておりますが、文書で何もできてないということで、先で困ったことになったらいけんので、ぜひ文書で交わして覚書を作っていただきたいというふうに思います。

それと、インターロッキングの状態でするということになるならば、もっと地盤の方を調査する必要があるんじゃないかということも付け加えていただきたいと思います。

○弓掛委員長 他に付すべき意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇弓掛委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任い ただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇弓掛委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて産業建設常任委員会を閉会といたします。 委員の皆様、ご苦労さまでした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月17日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元